

志木市物品調達等電子入札運用基準

志木市

令和 7 年 4 月

目 次

1 電子入札について.....	1
1－1 埼玉県電子入札共同システムについて.....	1
1－2 電子入札実施の考え方について.....	1
2 電子入札システムの利用について.....	1
2－1 電子証明書について.....	1
2－2 利用者登録について.....	1
2－3 共同企業体の取扱いについて.....	2
3 システム障害等について.....	2
3－1 本システムに障害が発生した場合.....	2
3－2 本システム以外に障害が発生した場合.....	2
4 入札案件登録について.....	2
4－1 受付期間等の設定について.....	2
4－2 予定価格等の表記.....	2
5 設計図書等の閲覧・貸与について.....	2
6 関係書類の提出について.....	3
6－1 電子データのファイル形式の指定.....	3
6－2 提出方法.....	3
6－3 ウィルス対策について.....	3
7 入札について.....	3
7－1 紙入札について.....	4
7－2 入札金額見積内訳書について.....	4
7－3 入札の辞退.....	4
8 開札について.....	4
8－1 開札時の立ち会いについて.....	5
8－2 くじの実施について.....	5
8－3 開札処理が長引いた場合について.....	5
8－4 開札の延期について.....	5
8－5 入札書未到着の取扱いについて.....	5
8－6 開札の中止について.....	5
8－7 再度の入札.....	5
9 電子証明書の不正使用について.....	6
附則.....	6
様式 1 紙入札方式参加申請書.....	7
様式 2 辞退届.....	8

志木市物品調達等電子入札運用基準

志木市物品調達等電子入札運用基準は、発注者と応札者がコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用した電子入札システムで行う入札手続を、円滑かつ適切に運用できるように取扱を定めたものです。

なお、本運用基準に定めのない事項については、従来どおりの入札・契約関係諸規程によるものとします。

（用語の定義）

「電子入札」：電子入札システムで処理する入札・開札事務

「紙入札」：紙に記載した参加申請書や入札書を使用して行う入札・開札事務

「応札者」：入札（見積りを含む。）に参加しようとする者（入札参加資格者）

「関係書類」：入札書、見積書等の入札・開札手続で使用する書類

「代表者等」：志木市物品等競争入札参加資格申請時の契約者（又は法人代表者）氏名及び住民票記載住所（電子証明書に記載している場合）、会社名（登記している場合）、会社本店住所（登記している場合）

1 電子入札について

1-1 埼玉県電子入札共同システムについて

埼玉県電子入札共同システム（以下「本システム」といいます。）は、コンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して入札への参加申請から入札・落札者決定までの事務（以下「入開札事務」といいます。）を処理するシステムです。

本システムの処理対象は、志木市が発注する物品の買入れや賃貸借、業務委託等（以下「案件」といいます。）とします。

1-2 電子入札実施の考え方について

市長が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」といいます。）は本システムで処理することとし、原則として紙による参加申請書や入札書の提出は認めないものとします。

2 電子入札システムの利用について

2-1 電子証明書について

電子証明書とは、電子認証局が発行した電子的な証明書で、紙の書類に押印する印鑑に相当し、誰に発行されたものであるかを電子認証局が証明します。

本システムで利用可能な電子証明書は、別途公表する民間の電子認証局が発行したもので、志木市物品等競争入札参加資格申請時の契約者名義のものを原則とします。

また、本店の代表者（志木市物品等競争入札参加資格申請時の法人代表者）名義の電子証明書を使用することも可能としますが、その場合、いったん利用者登録（次項参照）が行われると、その電子証明書で別の営業所（本社を含む。）の利用者登録はできません。

2-2 利用者登録について

初めて本システムを利用する場合や、新しく電子証明書を取得された場合は、本システムで電子証明書の利用者登録を行ってください。また、登録内容に変更がある場合は、直ちに利用者情報の変更を行ってください。

2-3 共同企業体（以下「JV」といいます。）の取扱いについて

JVで入札に参加する場合は、JV代表者が単体企業として利用者登録済みの電子証明書を使用するものとします。

3 システム障害等について

3-1 本システムに障害が発生した場合

本システム用のサーバー・ネットワークなどに障害が発生し、入開札事務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じます。

この場合は、本システム以外の方法（インターネット、電子メール、電話、FAX等）により入札参加者（入札参加希望者を含みます。以下同じ。）に必要な事項を連絡するものとします。

3-2 本システム以外に障害が発生した場合

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含みます。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が本システムによる入開札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じることがあります。

入開札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じる場合において、延期、紙入札への移行その他必要な事項を本システム、インターネット、電子メール、電話、FAX等により入札参加者に連絡するものとします。

4 入札案件登録について

4-1 受付期間等の設定について

参加申請書、入札書等の提出期限（見積期間）等は案件ごとに設定するものとします。

なお、開札日は、入札書受付締切日の翌日を標準として、案件ごとに定めることとします。

4-2 予定価格等の表記

本システム上で入力又は公開される設計額、予定価格、調査基準価格、最低制限価格、入札額及び落札額は、消費税相当額を除く金額とします。

5 設計図書等の閲覧・貸与について

電子入札案件の設計図書等の閲覧・貸与は、案件ごとにその方法を定め、公告等で明示するものとします。

<例>

- ①入札情報公開システムからのダウンロード
- ②市担当窓口での閲覧・貸与

6 関係書類の提出について

6-1 電子データのファイル形式の指定

入札参加者が関係書類を提出する際に使用できる電子データのファイル形式は、次のとおりとします。

- ・「.docx」形式（Microsoft Word 2007以降のバージョン）
- ・「.xlsx」形式（Microsoft Excel 2007以降のバージョン）
- ・「.pptx」形式（Microsoft PowerPoint 2007以降のバージョン）

6-2 提出方法

関係書類は、原則として電子データで提出するものとし、本システムの添付機能を利用して提出してください。

ただし、電子ファイルの容量が3MBを超える場合は、関係書類の作成方法、提出方法を市と協議の上、その指示に従ってください。

関係書類を紙で提出する場合の提出期限（当該案件の発注担当課に必着とします。以下同じ。）は、本システムによる提出期限と同一とし、市は必要な関係書類をすべて受理した時点で本システムにより受付票を発行するものとします。

6-3 ウィルス対策について

入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション（ソフト）を導入するなどの対策を必ず講じてください。

ウィルス対策アプリケーションの種類は問いませんが、常に最新のパターンファイルを適用し、関係書類等を作成、提出する場合は必ずウィルス感染チェックを行ってください。

市の担当者は、提出された関係書類その他の電子ファイルを直接閲覧等の操作をせずに、ウィルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとします。

応札者から提出された関係資料等がウィルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、本システムの管理者に連絡するとともに、当該関係資料を提出した応札者と関係書類の提出方法を協議するものとします。

7 入札について

電子入札では、参加申請書や入札書等は本システムのサーバーに記録された時点で提出されたものとします。本システムでは、これらの情報がサーバーに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示しますので、参加申請書や入札書等の提出を行った時は、必ず受信確認通知の表示を確認してください。

受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバーに到達していないので、再度提出処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は本システムのヘルプデスクにお問い合わせください。

なお、受信確認通知は、提出処理を行った時のみ表示され、再表示はできませんので、必要に応じて印刷等を行ってください。

※1 入札書の提出は入札金額等を暗号化して送信しますので、入札書提出後（受信確認通知の表示以降）は入札金額の確認ができませんので注意してください。

※2 地方自治法施行令により、一度提出した入札書の撤回、訂正等はできません。

7-1 紙入札について

代表者等の変更（改姓、改名を含む）により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合など、やむを得ない理由がある場合は、「紙入札方式参加申請書」（様式1）を紙で提出して、承認を得てください。

なお、この申請は競争参加資格確認申請書や入札書等の提出期限までに必ず行ってください。

発注機関は紙入札を承認した場合は、以降の手續における入札に関する必要な情報（質問回答書や落札決定通知書など）を、申請者に電子メール等により提供するものとします。

紙入札による入札参加者は、発注機関が指定した日時、方法により、くじ番号用に3桁の数字を記載した入札書を提出するものとします。（再入札においても同様とします。）

＜紙入札を認める例＞

①代表者等の変更（改姓、改名を含む。）により、新電子証明書の取得が間に合わない場合

②電子証明書の閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続き中の場合

※ 上記①、②は、社会通念上相当と考えられる手続き期間内に限ります。

③電子入札の導入準備を行っているが、間に合わなかった場合

④その他やむを得ない事情があると認められる場合

7-2 入札金額見積内訳書について

単価契約などの案件について、入札金額見積内訳書（以下「内訳書」といいます。）の提出を求めた場合は、原則として電子データとして作成し、本システムの添付機能を利用して提出するものとしますが、必要に応じて紙による提出を求めることがあります。その場合は、その旨を案件公告等に明記します。なお、紙入札の場合の内訳書の提出期限は紙入札の入札書提出期限と同じです。

内訳書の作成に使用する**電子データのファイル形式の指定**は6-1に準じます。

7-3 入札の辞退

電子入札で入札書提出前に辞退する場合は、入札書受付期間内に本システムにより辞退してください。また、開札時において入札書が不着の場合も辞退扱いとします。

なお、一度提出した入札書の撤回、訂正等はできません。

例外として、本システムにより入札書を提出した後に、営業許可が取り消され参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合は、開札までの間、辞退届（様式2）を受け付けるものとします。

＜本システムによる入札書提出後の参加資格喪失の例＞

・本システムにより入札書を提出後、営業許可が取り消されるなど受注しても履行が出来ない場合

・本システムにより入札書を提出後、同族企業が同一入札に参加していた場合

8 開札について

開札は、事前に設定した開札予定日時以後に速やかに行うものとし、一括開札処理で行います。

ただし、紙入札方式による参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙の入札書を開封してその内容を本システムに登録し、その後に電子入札書を一括開札して立会者等の確認後、落札者の決定を行います。

8－1 開札時の立ち会いについて

電子入札方式による入札参加者は、開札に立ち会うことができます。立ち会いを希望する場合は、会場設定の都合上なるべく前日までにご連絡ください。

なお、代理人が立ち会う場合は、委任状が必要です。

また、紙入札方式による参加者は紙の入札書を持参し開札に立ち会い、開札前に本システムに入札金額等を入力していただきます。

紙入札方式による参加者がいない場合で、立ち会いを希望する参加者がいない場合は、入札に関係のない市職員を立ち会わせるものとします。

8－2 くじの実施について

落札となるべき金額の入札をした者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、システムにより電子くじを実施します（電子くじとは、入札参加者が入札時に入力した任意の3桁の数字と、システムで発生する乱数を用いて落札者を決定するものです。）。

紙入札者は、任意の数値を決め、その数値を本システムに入力します。

8－3 開札処理が長引いた場合について

開札予定日時から落札者決定通知書発行まで著しく遅延（1時間程度を目安とします。）する場合は、必要に応じて本システムその他適当な手段により処理状況の情報提供を行うものとします。

8－4 開札の延期について

開札を延期する場合、本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとします。

8－5 入札書未到着の取扱いについて

入札書提出締切予定日時において、入札書が本システムのサーバーに正常に記録されていない場合は、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなします。

8－6 開札の中止について

開札を中止する場合、本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を中止する旨を通知するとともに、入札書を開封せずに本システムに中止の結果登録をするものとします。

8－7 再度の入札

入札の結果、落札者が決定しない場合、再度の入札（以下「再入札」といいます。）を電子入札で行います。再入札は第1回目の入札の翌日実施を原則とし、第1回目の入札が開札日の午前中に終了する場合など、当日に再入札を実施できる環境が整えば、入札結果通知から概ね3時間以上をあげ、再入札を行います。再入札の実施については、入札の当該案件に入札書を提出した参加者全員に入札結果通知とあわせて通知します。

なお、市は、落札決定を当日行う案件について、第1回目の入札前に再入札は当日実施

する旨を入札参加者へ周知するものとします。

再入札に紙入札が含まれる場合、入札書の提出期限は発注機関が指定した開札日時に指定した場所に持参するものとします。

再入札の実施については、発注機関は入札書を提出し無効・失格に該当しなかった入札参加者に、システムにより通知するものとします。

なお、3回目以降の入札（再々入札）を行う場合、上記に準じて行うこととします。

9 電子証明書の不正使用について

入札参加者が電子証明書を不正に使用等した場合には、指名停止等の処分を行うことがあります。

電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消します。

落札後に不正使用等が判明した場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合は、契約の履行状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとします。

＜電子証明書の不正使用等の例＞

- ・他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合
- ・代表者等が変更（改姓、改名を含む。）となっているにもかかわらず、変更前の旧電子証明書を使用して入札に参加した場合
- ・同一案件に対して、複数の電子証明書を使用して複数の参加申請書や入札書を提出した場合
- ・入札後に、代表者等が変更（改姓、改名を含む。）となっているにもかかわらず、変更前の旧電子証明書を使用して入札に参加した場合
- ・入札後に、代表者等が変更（改姓、改名を含む。）となっているにもかかわらず、変更前の旧電子証明書を使用して落札者決定通知書等の内容を確認した場合

附 則

この運用基準は、令和7年4月1日から施行するものとする。

様式 1

紙入札方式参加申請書

年 月 日

志木市長 様

(申請者)

住所

商号又は名称

代表者名

下記案件について、埼玉県電子入札共同システムによる電子入札に参加できないので、紙入札による参加を申請します。

記

1 案件名称

2 電子入札に参加できない理由

上記について承認します。

年 月 日

様

志木市長

様式 2

辞 退 届

年 月 日

志木市長 様

(申請者)

住所

商号又は名称

代表者名

下記案件について、埼玉県電子入札共同システムによる電子入札の参加資格を喪失したので、辞退します。

記

1 案件名

2 参加資格喪失の理由（(1)、(2)いずれかに○を付けて、必要事項を記入してください。）

- (1) 営業許可等の取消により履行ができなくなったため。
- (2) 同族企業が同一入札に参加していたため。
- (3) その他（具体的理由を記入してください。）